

# 〇一関工業高等専門学校「生産技術情報システム工学」教育プログラム履修規則

制定 平成22年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校学則附則（令和2年3月25日規則第22号）第3項の規定に基づく教育プログラムについて定める。

(名称)

第2条 教育プログラム名を「生産技術情報システム工学」教育プログラム（以下「本教育プログラム」という。）とする。

(目的)

第3条 本教育プログラムは、地球環境など地球的規模の視点と創造性豊かな人間性をもち、得意とする専門領域の深い知識・能力および異なる分野の基本的素養をもちながら、複合的領域の生産システムに対する複眼的視野と生産技術、情報技術をもつエンジニアを育成することを目的とする。

(学習・教育到達目標)

第4条 本教育プログラムでは、前条の目的を達成するために次表の学習・教育到達目標を設定する。

- |   |
|---|
| <p>(A) 国際社会の一員として活動できる技術者</p> <p>(A-1) 英語資料の読解および英語による基礎的なコミュニケーションができる。</p> <p>(A-2) 環境問題やエネルギー問題を地球的視点で科学的に理解し、説明できる。</p> <p>(B) 誠実で豊かな人間性と広い視野をもつ技術者</p> <p>(B-1) 誠実で健全な心身をもち、他者との関係で物事を考えることができる。</p> <p>(B-2) 自分たちの文化や価値観を説明でき、他国の文化を理解して日本との違いを説明できる。</p> <p>(C) 広い分野の基礎知識と優れた創造力・開発力をもつ技術者</p> <p>(C-1) 数学、物理、化学、情報などの工学基礎を身に付ける。</p> <p>(C-2) 生産技術情報システム工学の専門共通科目の知識と能力を有し、それを活用することができる。</p> <p>(C-3) 異なる技術分野にまたがる複合領域の知識・技術と社会ニーズを結び付けて適切に問題を設定し解決することができ、今までにない技術・製品を考え出してそれを生産に結び付けることができる。</p> <p>(D) 継続的に努力する姿勢とさかんな好奇心をもつ技術者</p> <p>(D-1) 得意とする専門分野の知識と能力を深め、それを駆使して課題を探究し、解決することができる。</p> <p>(D-2) データ解析能力・論文作成能力を習得し、自分で新たな知識や適切な情報を獲得し、自主的・継続的に学習できる。</p> <p>(E) 協調性と積極性をもち信頼される技術者</p> <p>(E-1) 日本語による論理的な記述、口頭発表、討議が行え、効果的なコミュニケーションができる。</p> <p>(E-2) 自立して仕事を計画的に進め、期限内に終わることができ、他分野の人ともチームワークで作業が行え、リーダーシップを発揮できる。</p> <p>(F) 技術と社会や自然との係わりを理解し社会的責任を自覚できる技術者</p> <p>(F-1) 技術と社会や自然などとの係わり合いを理解できる。</p> <p>(F-2) 技術者としての社会的責任を自覚し倫理的判断ができる。</p> |
|---|

(科目構成)

第5条 本教育プログラムは、本科第4学年及び第5学年に開設された科目と専攻科に開設された科目によって構成される。

2 本教育プログラムの学習・教育到達目標と日本技術者教育認定機構の定める認定基準1の(2)との関係を別表1のとおりとする。

(履修対象期間および履修対象者)

第6条 本教育プログラムの履修対象期間は、本科第4学年から専攻科第2学年までとし、この期間の在籍学生を履修対象者とする。

(履修生)

第7条 本校専攻科に入学した者を本教育プログラムの履修生（以下「履修生」という。）とする。

(学習履歴の確認、認定方法)

第8条 専攻科入学前の学習履歴は、専攻科入学手続き時に提出される成績証明書及びシラバスに基づき、教務委員会において確認し、認定する。

二 本校本科卒業者及び他校のJABEE認定プログラムを履修した者については、評価が可以上の科目を本教育プログラムの単位として認定する。

三 平成15年度以前に本校本科を卒業した者および本校以外の卒業生でJABEE非認定のプログラムを履修した者については、評価60点以上の科目は本教育プログラムの単位として認定する。評価が50点以上60点未満の授業科目については、専攻科入学後、本校本科で該当する授業科目を関係する授業科目担当教員により補講・試験・レポート・面接等を実施し、再評価(100点満点)を行う。評価点が60点以上を合格とし、教務委員会において、本教育プログラムの単位として認定する。

(学習履歴が不足する場合の取り扱い)

第9条 本教育プログラムの単位として修得が必要な授業科目を出身校において修得していない場合は、本校の本科で該当する授業科目を科目等履修生として履修し、単位を修得しなければならない。

(単位の認定)

第10条 本教育プログラムの学習・教育到達目標を考慮して各科目に定められた達成目標に達していると判断した場合に、その科目の単位を本教育プログラムの単位として認定する。

(修了要件)

第11条 本教育プログラムを修了するためには、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

一 学士(工学)の学位を取得すること。

二 本教育プログラムにおいて124単位以上(専攻科では62単位以上)修得すること。

三 本教育プログラムの各学習・教育到達目標の評価方法(別表2)に示す基準を全て満たし、学習・教育到達目標を達成していること。

四 「分野別要件を満たすための基礎工学に関する5つの科目群(別表3-1)」及び「分野別要件を満たすための専門工学に関する4つの知識・能力(別表3-2)」で示した内容を満たしていること。

(修了認定)

第12条 本教育プログラムの修了要件を全て満たした者について修了を認定する。

(修了認定の延期)

第13条 履修生が第11条第1号を満たすことなく専攻科を修了し、専攻科修了後に第11条第1号を満たすこととなった場合には、授与願(様式1)により教育プログラム修了認定及び教育プログラム修了証の授与を申請することができる。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、本教育プログラムの履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月1日規則第9号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行時において在学する学生について、校長が認める場合、改正後の第11条の規定を適用することができる。

附 則 (平成27年3月20日規則第7号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月14日規則第4号)

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月9日規則第22号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月7日規則第20号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月14日規則第18号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日規則第24号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。